

(1) 当財団の変遷

当財団は昭和55年6月25日に設立され、センター建物完成後、昭和57年5月29日に救急診療所を開設した。その後、平成6年6月6日に訪問看護ステーションを開設し、訪問看護事業を開始した。

(2) 事業の内容

① 急病診療事業

- ・科 目：内科・小児科
- ・診療日：毎日夜間(年中無休)
- ・時 間：PM7:00～AM0:00
- ・診療体制：医師2名(内科1、小児科1)、看護師3、薬剤師1、事務員1

(公益性)

市内の医師が当番制でセンターに出勤し夜間の急病診療を行なうものであり、公益性は明らかに存在する。

(採算性)

	平成16年度決算	平成17年度決算	平成18年度決算	計
事業収入	57,238	51,444	51,236	159,918
事業費	87,883	88,419	87,132	263,434
事業収支	△30,645	△36,975	△35,896	△103,516

赤字分については委託料で補填されている。一般の診療所経営と同様に、患者数が増加すれば収支は改善する。しかし、事業の性格上積極的にこれを拡大すべきものでもない。

②健康増進事業

実施している内容は、健康相談、体力測定と肥満予防教室、葉草教室、市民健康講座、健康づくり栄養教室、健康ウォーキング教室、介護予防教室等、全部で11種類の健康増進関連の活動を行なっている。

(公益性)

市民の健康増進ということで、公益性はある程度認められる。

(採算性)

収入は講座の教材の実費程度であり、この事業に採算性は求められない。

③学校保健事業

- ・健康相談事業(カウンセリング、すこやか発育相談、内科眼科耳鼻科相談)
- ・健康診断事業(心臓2次検診)
- ・環境衛生検査事業(教室内落下細菌検査、手形細菌検査)
- ・保健教育事業(歯の保健指導、専門医派遣)

(公益性)

市内の小中学校生を対象にした健康診断事業が主体であり、公益性はある。環境衛生検査事業のうち、教室内落下細菌検査は毎年40校ほどで実施しているが、検査結果自体はそれほど重要ではなく、教育の一環としての位置づけであろう。一度、費用対効果の観点から継続の是非を再考してみる必要があると考える。

(採算性)

この事業に収入はなく、採算性は求められない。

④訪問看護事業(居宅介護支援事業も含む)

大手町と泉野の2カ所で訪問看護ステーションを開設している。

(公益性)

民間でも訪問看護ステーションはあるが、当財団のステーションは、重症患者や山間部の患者が多いという特徴があり、ある程度の公益性は認められる。

(採算性)

	平成16年度決算	平成17年度決算	平成18年度決算	計
事業収入	124,153	127,152	122,570	373,875
事業費	113,379	116,917	113,010	343,306
事業収支	10,774	10,235	9,560	30,569

利益は出ているが、平成12年の介護保険制度開始に伴い、駅西訪問看護ステーションを休止するなど、人件費を抑制する措置をとった経緯がある。

⑤公的施設管理事業

当センターの東館は金沢市所有の建物であり、当財団が指定管理者となつて金沢健康プラザ大手町(健康機器、健康スタジオ、研修室を市民に提供している)の運営管理を行っている。

2. (財)金沢市スポーツ事業団

団体名	財団法人 金沢市スポーツ事業団			平成19年4月1日 現在			
設立年月日	昭和56年9月9日	基本財産	10,000 千円	本市出資額(%)	10,000 千円 100 (%)		
設立目的	体育・スポーツの普及振興を図り、体育施設を広く市民の利用に供し、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。						
業務内容	・体育施設の設置及び管理運営 ・体育・スポーツの振興に寄与する各種の事業						
所在地	金沢市泉野出町3-8-1		所管課		スポーツ振興課		
代表者職氏名	理事長 山本 文男	ホームページアドレス	http://www.city.kenzawa.ishikawa.jp/sports-yoyaku				
設立主体	金沢市 設立根拠 民法第34条に基づく財団法人						
組織の状況	常勤	内訳		非常勤／嘱託・臨時		合計	
		団体採用	市OB	市職員	市OB		
		役員数	人	13 人	10 2 1 13 人		
職員数	15 人	14 1	61 人	60 1 76 人			
財務の状況	平成16年度決算		平成17年度決算		平成18年度決算		平成19年度予算
	総収入額	876,218 千円	847,248 千円	776,439 千円	781,403 千円	781,403 千円	
	総支出額	876,218 千円	847,248 千円	776,439 千円	781,403 千円	781,403 千円	
	差引収支額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	
	総資産額	92,787 千円	98,732 千円	107,944 千円	107,944 千円		
	総負債額	82,787 千円	88,732 千円	97,944 千円	97,944 千円		
	正味財産額	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円		
市からの財政支出	委託料	538,112 千円	514,477 千円	624,027 千円	638,795 千円		
	補助金	275,248 千円	277,094 千円	97,231 千円	108,905 千円		
	その他(借入金)	2,913 千円	2,723 千円	2,748 千円	3,060 千円		
	事業名	事業内容					予算額
平成19年度主な事業	指定管理施設等委託事業	金沢市営の45施設の管理運営				653,239 千円	
	生涯スポーツ学院事業等	スポーツ教室の企画運営、指導者派遣等				128,164 千円	
						千円	

(公益性)

市有施設の管理業務であり、公益性判断の対象外とする。

(採算性)

現在は利用料を徴収していないため、収入はない。健康機器関係の設備を充実させ利用料を徴収するという方向性も考えられるが、一般論としては採算ベースに乗せるのはかなり難しいものと思われる。

(3) 問題点・将来展望等

①民間の事業移行の可能性

ア. 急病診療事業

市内の各診療所が当番制で夜間急病診療にあたる方法で実施している自治体も数多くある。

イ. 健康増進事業

一部は民間企業が広告活動の一環として行っているものもあるが、収入が見込めないため包括的、継続的に実施することは民間ではできない。

ウ. 学校保健事業

収入がないため、民間への事業移行は不可能である。

エ. 訪問看護事業(居宅介護支援事業も含む)

民間への事業移行は可能であると思われる。

オ. 公的施設管理事業

施設管理業務であり、民間への事業移行は可能である。

(4) その他

①議事録等の査閲

理事会議事録、運営委員会議事録閲覧

平成18年12月に一度全員書面表決の理事会を催している(補正予算)。寄付行為では書面表決も認めているが、会議を開かず全員が書面表決を認める規程はなく、全員書面表決は認められないと解釈すべきではないだろうか。

また、運営委員会議事録には出席者の押印が全く無いが、少なくとも委員長は押印すべきである。

機関の機能については後述する。

いないため、収入源は金沢市からの委託料のみであり、利益獲得を目的とする民間事業者としては、当該事業に魅力を感じないのは当然である。これは、財団が指定管理者として事業を行う場合でも同様である。

利用料金制度の導入も1つの案であるが、民間事業者の場合には、指定管理者となつて企業名を積極的に出せる状況を整備すれば、企業PRに繋がりが、積極的に公募に参加してくる可能性がある。いずれにしても、民間事業者にとつて魅力ある制度づくりが求められる。

なお、指定管理者制度については後述する。

②自主事業

自主事業である生涯スポーツ学院(スポーツ教室)事業については、既に金沢市には多くのフィットネスクラブが参入し、今なおその数は増え続けている。このように民間事業者が多数参入しているなかで、間接的とはいえ、金沢市が当該事業に関わる必要性は薄れてきている。

民間のフィットネスクラブは料金が高額であるため、市民が安い料金で相応のスポーツジムを利用できるセーフティネット的な存在として当財団が実施しているという意義はある。しかし、金沢市の民間フィットネスクラブの月額料金は平均して1万円前後であり、当財団の月額料金は3千円程度で、かなり格差があるが、医療や福祉、介護にかかるものならともかく、スポーツジムの料金にまでセーフティネットは、健康増進等、スポーツの公益性を否定するわけではないが、金沢市及び財団が積極的に行わなければならない理由が薄れてきている。

最近では月額料金が5千円程度のフィットネスクラブも金沢市に参入してきており、一般的に自由競争が高まれば、より低料金での質の高いフィットネスクラブが参入してくると考えられる。

数多くある市営体育施設を有効に利用してもらうことから、参入してくるフィットネスクラブが指定管理者となることも考えられるので、そのためには、上記したように民間事業者にとつて魅力ある事業となるような諸施策を講じることも必要であろう。

(意見)

体育施設経営の一部には、フィットネスクラブのように民間事業者の参入が進んでゆくものと思われ、こうした民間事業者が指定管理者となることも含め、住民ニーズに的確に応えるべく、市営施設と民営施設との役割分担、財団と民間団体との役割分担を十分考慮し、社会全体としての無駄が生じないような方を講じてゆくことが望まれる。

(1) 当財団の変遷

当財団は、体育・スポーツの普及振興を図り、体育施設を広く市民の利用に供し、もつて市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に、金沢市からの基本財産の出捐を受け、昭和56年9月に「(財)金沢市スポーツ施設管理事業団」として設立された。

また、平成12年3月1日に「(財)金沢市スポーツ事業団」と改称し、現在に至っている。

(2) 事業の内容

①市営体育施設45施設(指定管理施設を含む)の維持管理運営

②スポーツ用具貸出業務

③生涯スポーツ学院(スポーツ教室)事業

④施設利用者のお子様をお預かりする保育サービスマスター事業

⑤団塊世代を対象とした生涯スポーツ学院アシスタント事業

上記のうち、①は金沢市からの指定管理者としての受託事業であり、②、④、⑤はそれ以外の金沢市からの受託事業である。③は当財団の自主事業にあたるもので、収支割合から鑑みると、自主事業費の割合は4%程度である。

なお、体育施設については利用料金制度を導入していないため、施設使用料収入は金沢市の歳入となっている。

(公益性)

市営体育施設の維持管理運営とともに、体育・スポーツの普及振興に寄与する各種事業を実施しており、公益性は認められる。

(採算性)

市営体育施設においては、利用料金制度が導入されておらず、金沢市からの受託料と前述した自主事業の受託料が主な収入であり、現状のままでは採算ベースに乗せることはできない。

(3) 問題点・将来展望等

①指定管理者の受託事業

現在、全ての市営体育施設の指定管理者については、公募により民間事業者と競争のうえ、当財団が指定管理者と決まったものであるが、この理由の1つには、民間事業者が市営体育施設の指定管理者となることに魅力を感じていないことが挙げられる。

上記したように、市営体育施設の維持管理運営には利用料金制度が導入されて

3. (財)金沢文化振興財団

団体名	財団法人 金沢文化振興財団				平成19年4月1日 現在			
設立年月日	昭和63年7月26日	基本財産	20,000 千円	本市出資額(%)	20,000 千円	100 (%)		
設立目的	金沢市が有する伝統文化の継承と振興を図ることをもって、本市における市民生活の充実と文化都市としての発展に寄与することを目的とする。							
業務内容	・所有する文化財の有効活用事業 ・金沢市の委託を受けた文化施設等の管理運営に必要な事業 ・その他金沢の伝統的文化的振興に有益な事業							
所在地	金沢市柿木島1-1			所管課		国際文化課		
代表者職氏名	理事長 近藤 義昭	ホームページアドレス	http://www.city.kanazawa.lshikawa.jp/bunho/					
設立主体	金沢市		設立根拠		民法第34条に基づく財団法人			
組織の状況	常勤		内訳		非常勤/嘱託・臨時		合計	
	役員数	0 人	市職員	0 人	市OB	市職員	市OB	
	職員数	16 人	市職員	9 人	市OB	市職員	市OB	
財務の状況	平成16年度決算		平成17年度決算		平成18年度決算		平成19年度予算	
	総収入額	432,365 千円	447,956 千円	462,845 千円	450,035 千円			
	総支出額	432,365 千円	447,956 千円	462,845 千円	450,035 千円			
	差引収支額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円			
	総資産額	78,571 千円	86,086 千円	85,840 千円				
	総負債額	58,163 千円	57,047 千円	55,907 千円				
市からの財政支出	正味財産額		20,408 千円		29,933 千円			
	委託料	169,444 千円	349,620 千円	357,754 千円	351,142 千円			
	補助金	252,975 千円	88,058 千円	91,524 千円	88,035 千円			
	その他	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円			
平成19年度主な事業	事業名		事業内容					
	各館の事業(企画展示、講座等)	ふるさと偉人顕彰企画展「細野素台」展、「中西悟堂」展、永原花比呂記念企画展「藤花にみる能楽の世界」など						
	金沢文化の発信・集客事業	共通観覧券販売促進、ネットショップ						
	金沢の三文豪月間事業	朗読「厚壁を騒ぐ」、句会「三文豪を訪ねて」など						
ふるさと文化振興事業	子ども博物館セミナー、研究紀要刊行 など							
予算額	37,007 千円							
予算額	620 千円							
予算額	1,600 千円							
予算額	1,370 千円							

③将来的負担

当財団は各施設の管理運営を委託されたものであるため、当該修繕費は金沢市が負担することとなっている。

当該施設は多くの市民が共有して使用するものであるから、修繕が必要な状況にあるならば、当然に修繕しなければならず、されずに放置することは論外である。

しかし、市営体育施設の修繕は、直近3ヶ年で、年平均1億8千万円の負担となっている。

スポーツ施設の公共性については疑う余地もなく、現状の施設において明らかに無駄と思われる施設はないと思われるが、こうした施設の修繕費は、市税全体の中から支出するのではなく、応益負担として各利用者が負担すべきでないだろうか。

施設を継続して保有していくならば、利用料金の増額等により修繕資金を確保していくことも検討しなければならぬ。これにより利用料金について市民利用者との間に温度差が生まれるようであれば、少々乱暴な言い方ではあるが、そこまでの魅力のない施設であるといえよう。

(意見)
 スポーツ施設の運営・維持には大きな財政負担を伴い、住民福祉の精神を損なわない範囲において、利用者に応益負担を求めることを検討すべきではないだろうか。

単位：円

直近3ヶ年の修繕費

	2004年	2005年	2006年	3年平均
金沢市執行分	55,313,475	167,422,400	182,108,474	134,948,116
金沢市スポーツ事業団執行分	65,219,965	57,594,296	36,316,190	53,043,484
合 計	120,533,440	225,016,696	218,424,664	187,991,600

(1) 当財団の変遷

伝統文化の継承と振興を図ることをもって、金沢市における市民生活の充実と文化都市としての発展に寄与することを目的に、金沢市から基本財産の出捐を受け、昭和63年7月に「(財)金沢市文化財保存財団」が設立された。その後、平成15年4月に「(財)金沢文化振興財団」に改称され、現在に至っている。

(2) 事業の内容

以下の施設について、金沢市から指定管理者の指定を受け施設管理事業を行っており、当該施設の企画・運営も当財団が行っている。

- ① 金沢市立中村記念美術館
- ② 金沢市立安江金箔工芸館
- ③ 金沢ふるさと偉人館
- ④ 泉鏡花記念館
- ⑤ 金沢湯涌夢二館
- ⑥ 金沢蓄音器館
- ⑦ 前田土佐守家資料館
- ⑧ 室生犀星記念館
- ⑨ 徳田秋聲記念館
- ⑩ 金沢くらしの博物館
- ⑪ 金沢市老舗記念館
- ⑫ 旧高峰家・旧検事官舎
- ⑬ 松声庵

なお、上記以外に金沢市指定文化財寺島藏人邸跡の施設管理も行っているが、これは当財団が所有している施設であり、指定管理者としての受託事業ではない。

(公益性)

市の文化施設の管理運営とともに、所有する文化財の有効活用事業や伝統的文化の振興に有益な事業を実施しており、公益性は明らかに認められる。

(採算性)

文化施設においては、利用料金制度が導入されておらず、金沢市からの委託料と補助金が必要な収入であり、採算性は求められない。

※ 当財団における問題点・将来展望等については、(財)金沢芸術創造財団においても同様の記載となるため、ここにまとめて記載することとする。

(3) 問題点・将来展望等

① 指定管理者制度

指定管理者制度導入前に両財団が金沢市から管理を委託されていた20施設のうち17施設は、金沢市が選考により両財団を指定管理者としている。残る3施設については、公募により指定管理者を決定しているが、2施設(金沢歌劇座、金沢市文化ホール)は(財)金沢芸術創造財団が指定管理者となり、民間事業者が指定管理者となった施設は、1施設(金沢市アートホール)のみである。

文化・芸術の推進に重きを置く金沢市が、従来から施設管理を行っている両財団を選考により指定管理者とした理由としては、以下の2点が挙げられる。イ、従来から施設管理を行っていた財団が指定管理者となることにより、当該施設管理の事情に精通した者が引き続き担当することになり、有効かつ効率的な施設管理が行える。

ロ、非常に公益性の高い文化・芸術施設を民間の手に委ねることには、リスクが付きまとい抵抗があるため、市の出資金により設立した財団に施設管理を任せたい。以上記述はあくまでも妥当なものといえ、特に施設の高い公益性からすれば一概に否定できるものではないが、金沢市が直営で施設管理を行うことと何ら差異がない。また、民間事業者を指定管理者とすれば、相応のリスクが生じるのは事実ではあるが、文化・芸術の推進に重きを置くのであれば、市民に金沢市が文化・芸術のまちであることを浸透させるためにも、リスクが低いと考えられる施設から順次、民間事業者を指定管理者としていくなど、考える余地はまだあると思われる。

なお、指定管理者制度については改めて後述する。

② 統合の可能性

金沢文化振興財団と金沢芸術創造財団は、文化財・芸術品を取り扱う金沢の施設を管理する指定管理者としての事業を中心に行っている財団として共通しており、両財団ともに金沢市の所管課は国際文化課であり、財団事務局も同一の建物内にある。

両財団を区別すれば、文化振興財団は過去の文化財を取り扱う施設を管理し、芸術創造財団は現代・将来の文化財(芸術品)を取り扱う施設を管理するということであるが、金沢能楽美術館の指定管理者が金沢芸術創造財団であるように、施設の種類(過去か現代か)が混在しているも特段問題がないようである。

このため、両財団は統合しても問題はないように思える。仮に管理する施設が多いため、複数の財団が必要であるとしても、前述したように民間事業者に順次、施設の管理を移行できれば、1つの財団で対応できるのではないだろうか。

4. (財)金沢国際交流財団

団体名	財団法人 金沢国際交流財団			平成19年 4月 1日現在	
設立年月日	平成 1年 3月 16日	基本財産	20,000 千円	本市出資額(%)	20,000 千円 100 (%)
設立目的	金沢を中心とした地域において、地域の特性を生かし、活力あふれた国際交流活動を実施することにより、金沢のより一層の発展に寄与するとともに、市民レベルの相互理解と友好親善の促進を図り、もって普遍的な国際平和に寄与することを目的とする。				
業務内容	①情報サービス事業一情報提供、相談、出版業務、本町子どもスクエア②国際理解事業一国際交流まつり、国際交流員活動③多文化共生事業一多文化共生まつり事業の実施、「多文化共生研究会」の運営④留学生支援事業一国民健康保険料の一部助成⑤団体等活動支援事業一国際交流団体の事業費の助成⑥その他一ポランテニア活動支援等				
所在地	金沢市本町1-5-3リファアール2階		所管課 国際文化課		
代表者職氏名	理事長 佐藤 喜一	ホームページアドレス http://www.kief.jp			
設立主体	金沢市		民法第34条に基づく財団法人		
組織の状況	常勤	内訳		内訳	
		団体採用	市OB	団体採用	市OB
役員数	0 人	0 人	0 人	16 人	14 人
職員数	5 人	2 人	2 人	1 人	0 人
		平成16年度決算	平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度予算
総収入額	57,375 千円	107,798 千円	102,372 千円	105,977 千円	
総支出額	56,364 千円	103,799 千円	99,714 千円	105,977 千円	
差引収支額	1,011 千円	3,999 千円	2,658 千円	0 千円	
総資産額	232,785 千円	236,406 千円	235,582 千円		
総負債額	1,785 千円	5,406 千円	4,563 千円		
正味財産額	231,000 千円	231,000 千円	231,019 千円		
委託料	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
補助金	55,788 千円	106,304 千円	100,841 千円	85,783 千円	
その他	千円	千円	千円	千円	千円
市からの財政支出	事業名 事業内容 予算額				
平成19年度主な事業	多文化共生事業 留学生支援事業、多文化共生まつり事業 11,646 千円				
	国際理解事業 国際交流員活動、国際交流まつり英語普及事業 51,728 千円				
	団体等活動支援事業 国際交流団体の事業費の一部助成 1,010 千円				

また、両財団の管理している文化財はともに金沢市にとっても重要な観光資源であり、統合することにより、いくばくかのコスト削減は可能であるということもあるが、この観光資源を組み合わせることによって、シナジー効果が生み出せるのではないだろうか。そのためには、観光業者等、他業種との連携が必要になるが、その際には1つの財団で対処したほうが効率的に実施できると思われる。

現在、財団では文化財を金沢市民に根付かせることに力を注いでいるとのことだが、金沢が有数の観光都市であることを考えれば、このような観光資源をもつと有効活用すべきである。最近、ある県の知事が県の食材等、県の観光資源を積極的にアピールし、賛否両論はあるものの事実として県の活性化に貢献した例があった。もちろんこれと同様というわけにはいかないが、金沢市の活性化につながる諸施策になり得るのではないだろうか。

統廃合の可能性については改めて後述する。

(採算性)

当財団の平成19年3月期の収入は、102,372千円であるが、自主事業収入は115千円、資産運用収入は1,416千円で、残る100,841千円は補助金収入である。他方支出も102,372千円であるが、その内訳は事業費86,306千円、管理費16,377千円であり、補助金を抜きにした採算性は求められない。

(3) 問題点・将来展望等

①効率的・効果的な運営
当財団が行う情報サービス事業は、主に年間約100冊の図書、約50本のCDの貸出、貸出用図書の購入、年3回のパンフレットの発行(各2000部)であるが、決算的には事業に1千万近い人件費が支出されたことになっており、他事業との人件費の適切な配分調整を行うとともに、効率性・経済性の実現を図る必要がある。

②事業の見直し

事業全体を、市が直接行うべき事業、出資団体が行うべき事業、民間団体が行うべき事業に整理する必要がある。

加えて、民間ボランティアのより積極的な導入による費用の削減を指向する必要がある。例えば、料理教室等の文化紹介事業など民間に移行することが可能な事業については、積極的にその努力が必要であり、国際交流まつりの運営や多文化共生共同事業等の各事業においても、民間のボランティア等をさらに多く利用することによる費用の削減を検討する余地があると思われる。

さらに、本の貸出事業のように費用対効果を図れない事業については、現状を精査しうえで国際交流という目的を実現するために適切な方法をとっていく必要がある。

③県が行う同種の事業との協働

当財団は、「リファール」ビルの2階に事務所を構えるが、同ビルの3階には石川県の国際交流協会の事務所がある。

現在、当財団と石川県の国際交流協会との間での協働は、ほとんどなされていないが、同じビルに類似の目的をもつ団体が存在しているのであれば、協働して効率的に運営を行っていくことが望まれる。例えば、本の貸出業務等は石川県の国際交流協会も行っており、当財団が独自で行う必要性があるのかなどを検討すべきである。

④民間への事業移行の可能性

留学生への保険料の助成、民間の国際交流財団への助成等の公的機関でなければ行えない事業を除いては、民間への移行は可能と思われる。

多数のボランティアの受け入れや国際交流まつりのような多数の国際交流団

(1) 当財団の変遷

国際交流活動の実施により、市の一層の発展に寄与するとともに、外国人市民と日本人市民とが互いの文化背景を理解しながら、対等な社会を構築し、多文化共生を図ることを目的に、金沢市から基本財産として2,000万円の出捐を受け、平成元年3月28日に「(財)金沢国際交流財団」が設立された。

その後、金沢市が平成元年に1億円、同2年に5,000万円、同3年に5,000万円を、中村精密機械工業が平成元年に100万円、金沢信用金庫が平成2年に1,000万円を出捐し、国際交流基金として2億1,100万円が積み立てられている。

(2) 事業の内容

具体的な活動の主なものとは以下のとおりである。

①情報サービス事業

図書・CDなどの貸し出し

機関紙の発行

②国際理解事業

国際交流まつりの開催

4名の国際交流員による料理教室等文化紹介講座の開催

国際交流員の講演会等への派遣事業

英語指導講師の派遣

③多文化共生事業

多文化共生研究会の開催

多文化共生まちづくり事業の実施(外国人市民とのNPOインキュベーション、

多文化の子供たちの問題について考えるフォーラム等をNPOと協働で開催)

留学生に対する保険料自己負担分の助成

④団体等の活動支援事業

民間の国際交流団体に対する助成金の交付、提携支援

外国人の日本人家庭への訪問(ホームビジット)の援助

ボランティア育成

(公益性)

国際交流を図ることは、金沢世界都市構想を掲げる市の政策の一つである。また、国際交流を図るためには、市民の活力が必要である一方で、市民の活力を一つの方向に集めるための窓口として公的機関が果たすべき役割は大きく、重要な公益性が認められる。

5. (財)金沢市福祉サービス公社

団体名	金沢市福祉サービス公社		平成19年4月1日 現在
設立年月日	平成20年2月19日	基本財産 20,000 千円 本日出資額(%) 20,000 千円	20,000 千円 100 (%)
設立目的	高齢者、心身障害者等に対して、在宅福祉サービスを提供し、併せて在宅福祉活動の推進及び関係機関との相互連携による地域福祉の進展を図り、よって高齢者、心身障害者等の基本的な権利を擁護しつつ、ノーマライゼーションの具現化に寄与することを目的とする。		
業務内容	・高齢者、心身障害者等を対象とした在宅福祉サービスの提供 ・公的在宅福祉サービスの受託 ・介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業 ・介護保険法に規定する要支援、要介護認定にかかる調査事業の受託 ・障害者自立支援法に規定する相談支援事業及び障害福祉サービス事業 ・障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターを運営する事業 ・公的社会福祉施設の管理及びその運営の受託・在宅福祉に関する知識及び技能		
所在地	金沢市芳芥2-3-28	所管課	長寿福祉課
代表者職氏名	理事長 平田 敏雄	ホームページアドレス	
設立主体	金沢市	設立根拠	民法第34条に基づく財団法人
組織の状況	常勤	内訳 団体採用 市職員 市OB	内訳 団体採用 市職員 市OB
	役員数 1 人		
	職員数 103 人	非常勤/嘱託・臨時 市職員 市OB	合計 市職員 市OB
財務の状況	平成16年度決算	平成17年度決算	平成18年度決算
	総収入額 870,291 千円	818,706 千円	831,895 千円
	総支出額 853,394 千円	806,332 千円	811,117 千円
	差引収支額 16,897 千円	12,374 千円	20,778 千円
	総資産額 225,718 千円	236,529 千円	270,529 千円
	総負債額 69,683 千円	68,737 千円	81,652 千円
	正味財産額 156,035 千円	167,792 千円	188,877 千円
市からの財政支出	委託料 219,286 千円	206,045 千円	252,158 千円
	補助金 79,711 千円	57,943 千円	16,820 千円
	その他 千円	千円	千円
事業名	事業内容		
受託事業	訪問介護サービス、地域包括支援センター、シルバーハウジングサービス、福祉施設管理運営		
介護保険事業	居宅介護支援事業、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、通所介護事業、介護予防通所介護事業、認知症対応型共同生活介護事業		
障害者自立支援事業	居宅介護事業、地域活動支援センター運営事業、相談支援事業		
自主事業	外出援助サービス、留守宅清掃サービス、福祉人材養成事業		
平成19年度主な事業	事業内容		
	訪問介護サービス、地域包括支援センター、シルバーハウジングサービス、福祉施設管理運営		
	居宅介護支援事業、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、通所介護事業、介護予防通所介護事業、認知症対応型共同生活介護事業		
	居宅介護事業、地域活動支援センター運営事業、相談支援事業		
	外出援助サービス、留守宅清掃サービス、福祉人材養成事業		
	予算額		
	274,732 千円		
	401,008 千円		
	68,185 千円		
	2,343 千円		

体の関係の調整等については、民間への移行は困難であり、公的機関が中心となつて行う意義があることは否定できない。当面は当財団の中間支援組織としての役割が重要であると考え、当財団に多数のボランティアの申出があることや現に多数の民間の国際交流団体が国際交流において重要な位置を占めていることを考えれば、将来的には、公的機関が中心となるのではなく、民間の活力をより活用していく方向性が望まれる。

(意見)
ボランティア団体及び石川県との協働や、市との役割分担の見直し等により事業を整理し、より効率的な運営を図ることが望まれる。

(採算性)

当財団法人の事業は、金沢市からの補助金の受け入れはあるものの、上表の財務の状況の通り、事業の採算がとれている数少ない団体の一つである。

(3) 問題点・将来展望等

財団の行う事業については現在、数多くの民間事業者が存在する。上記したように今後その重要性が増し、かつ事業の採算性がとれるものと推測される。このようなか、直該事業において民間事業者の参入は増えてくるものと推測される。このようなか、直接的ではないとはいえ、財団法人を介して市が当該事業に参与すべきものなのか問題となる。また当財団法人は金沢市が所有する老人福祉センター等施設の指定管理者としての事業も行っている。官から民への事業移行を目的とした指定管理者制度の目的からすれば、この点も問題となる。この2点について以下に記載する。

① 指定管理者としての財団の意義

当財団法人が従来管理運営していた公有施設のうち、「生きがい情報作業センター」及び「金沢市障害者高齢者体育館」については指定管理者制度導入後、民間事業者が指定管理者となっている。事業の性質もあるが、公有施設を管理している他の市出資団体に比べ、民間事業者を指定管理者とした施設の割合は多いほうといえる。

福祉という公益性の高い事業等を行う施設であっても、指定管理者制度の目的を果たすべく、将来的には他の施設も民間事業者が指定管理者として参入できるよう努めるべきものだと考える。

なお、指定管理者制度の意義、分析等については後述する。

② 福祉・介護事業を行う財団の意義

上記したように、福祉・介護という公益性の高い事業について、市出資団体である財団法人が実施すること自体は特段問題ではない。ただ、今後民間事業者が多く参入してくると予測されるなか、間接的とはいえ、財団を通して金沢市が当該事業に参加する必要があるのであろうか。

この点について、当該財団は民間事業者が参入を避ける事業、例えば報酬額の低いもの、あるいは支払が困難な人たちに対する福祉・介護事業も行うという、言わばセーフティネット的存在として必要だという意見もある。

であるとすれば、財団はセーフティネットとしての役割に特化し、収益の見込める事業については民間事業者に任せてもよいのではないだろうか。前述した指定管理者制度もそうであるが、民間で出来るものは民間で対応していこうとする時代の要請に沿うものではないかと思われる。その結果、赤字事業となってしまうであろうが、これに対して仮に金沢市が市税を財源とした補助金を交付したとしても、市民の理解を得られるものだと考える。

(1) 当財団の変遷

当財団は、援護を要する高齢者、心身障害者等に対して在宅福祉サービスを提供し、併せて在宅福祉活動の推進及び関係機関との相互連携による地域福祉の進展を図り、よって高齢者、心身障害者等の基本的人権を擁護しつつ、ノーマライゼーションの具現化に寄与することを目的に、金沢市からの基本財産の出捐を受け、平成2年2月に設立された。

(2) 事業の内容

① 受託事業

高齢者、心身障害者等を対象とした公的在宅福祉サービスの提供及び公的社会的福祉施設の運営管理を金沢市から受託して実施する事業

- ・ 高齢者、心身障害者等を対象とした在宅福祉サービスの提供
- ・ 公的在宅福祉サービスの受託

② 介護保険事業

介護保険事業の指定事業者として、下記事業を実施

- ・ 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業

予防支援事業

- ・ 介護保険法に規定する要支援、要介護認定にかかる調査事業の受託

③ 障害者自立支援事業

障害者自立支援事業の指定事業者として、下記事業を実施

- ・ 障害者自立支援法に規定する相談支援事業、障害者福祉サービス事業
- ・ 障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターを運営する事業

④ 自主事業

他の事業者ではなさない公社独自のサービスの提供や在宅福祉に関する広報・教育活動を実施

- ・ 公的福祉施設施設の管理及びその運営の受託
- ・ 在宅福祉に関する知識及び技能の普及及び啓発のための事業
- ・ 在宅福祉サービスを実施するために必要な情報の提供及び広報活動並びに教育及び研究活動
- ・ その他前項の目的達成のために必要な事業

(公益性)

高齢化が進行していく現代社会において、福祉・介護事業の重要性は更に増していくものと思われ、その一翼を担う当財団には公益性がある。

(1) 当財団の変遷

当財団は、金沢市に伝承されてきた藩政期以来の優れた文化遺産、伝統芸能、好ましい隣保関係を、次代を担う若人達に引き継ぐとともに、優れた文化遺産等の保全、修景、新たな地域文化、コミュニティーの創出を図り、もって活気と潤いのある住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的として、金沢市出身である故横浜茂雄氏及び横浜鋼業㈱より金沢市が寄付を受け、これを基に平成3年9月に設立されたものである。

(2) 事業の内容

- ①文化創生に関する基礎的調査・研究、資料の収集
 - ②文化創生に関する学術研究や芸技・芸能に対する表彰
 - ③歴史的遺産の修景、保全等に対する助成
 - ④伝統芸能の継承及び育成
 - ⑤地域文化、生活文化の継承、創生活動に対する助成
 - ⑥歴史的文化的財の保存・収集に関する事業
 - ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 上記事業のすべてが継続して行われているわけではなく、各事業年度ごとに必要な事業のみを実施している。平成18年度でいえば、金沢の伝統芸能保存奨励事業として奨励金を支出(新人芸妓及びその育成者：総額1,200千円)したほか、財団設立15周年記念誌を発行したのみである。平成19年度事業計画も金沢の伝統芸能保存奨励事業のみを計画している。

(3) 問題点・将来展望等

当財団は、形式上金沢市からの全額出資法人であるが、実質的にはその出資額は横浜氏及び横浜鋼業㈱からの寄付金ですべて賄われている。また、財団の運用資金もその出資金ですべて賄われており、金沢市からの補助金等収入は一切ない。将来的に当該出資金財源がなくなつた場合に当該事業(当財団法人)を継続させるか否かの問題はあつたものの、現状の事業規模と出資額(平成18年度において、総事業費1,603千円)に対して、現金預金残高(寄付を受けた投資有価証券も含む)125,419千円)から鑑みて、近い将来発生する問題とも考えにくい。結果、本監査において指摘すべき事項はない。

6. (財)横浜記念金沢の文化創生財団

団体名	財団法人 横浜記念金沢の文化創生財団		平成19年4月1日現在				
設立年月日	平成3年9月5日	基本財産	100,000千円	本市出資額(%)	70,000千円	70(%)	
設立目的	金沢市に伝承されてきた藩政期以来の優れた文化遺産、伝統芸能好ましい隣保人間関係を次代を担う若人達に引き継ぐとともに、旧来からの優れた文化遺産等の保全、修景、継承、新たな地域文化、コミュニティーの創出を図り、もって活気と潤いのある住みよいまちづくりの創生に寄与することを目的とする。						
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的遺産の修景、保全等に対する助成 ・伝統芸能の継承および育成 ・地域文化、生活文化の継承、創生活動に対する助成 ・歴史的文化的財の保存・収集に関する事業 						
所在地	石川県金沢市広坂1-1-1		所管課		国際文化課		
代表者職氏名	理事長	横 健	ホームページアドレス				
設立主体	金沢市		民法第34条に基づく財団法人				
組織の状況	役員数	内訳		内訳		合計	
		常勤	非常勤/嘱託・臨時	団体職員	市職員	市OB	
		人	人	6	5	11	人
職員数	人	4	人	4	人	4	
財務の状況	平成16年度決算	平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度予算			
	総収入額	2,435千円	30,035千円	9千円	60千円		
	総支出額	2,580千円	3,327千円	1,603千円	4,135千円		
	差引収支額	▲145千円	26,708千円	▲1,594千円	▲4,075千円		
	総資産額	130,305千円	127,013千円	125,419千円			
	総負債額	0千円	0千円	0千円			
市からの財政支出	正味財産額	130,305千円	127,013千円	125,419千円			
	委託料	0千円	0千円	0千円	0千円		
	補助金	2,400千円	0千円	0千円	0千円		
	その他	0千円	0千円	0千円	0千円		
平成19年度主な事業	事業名	事業内容		予算額			
	金沢の法籍芸能保存奨励事業	奨励金の交付 1人あたり30万円		3,000千円			
				千円			

(1) 変遷と概要

(財)金沢市水道サービス公社は、平成4年3月金沢市の全額出資によって設立された。前身となったものはない。

水道事業の健全な発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、独自の事業活動を通して市民と水道事業者(市企業局)のパイプ役を果たし、住民との接点になる分野を中心に水道行政を支援補完する役割を有するとして、設立したものである。(寄附行為)

当財団が営業を開始した平成4年度は、全ての業務を受託事業として運営しており、事業の種類は4業務で、職員数は嘱託非常勤を含め6名であった。

しかし平成18年度には、自主事業3業務と受託事業17業務で職員数は、26名となっている。

なお財団常駐人員は嘱託非常勤、シルバー人材派遣センター及び人材派遣会社からの派遣社員を含め38名の大所帯である。

財団の事業活動中、自主事業は、水道施設修繕、水道施設維持管理、集合住宅用メーター取替え等に業務区分されており、これらは、民間業者との競合事業ともなっている。

一方受託事業については、すべて企業局からの受託業務となっており、当初はいわゆる企業局の本業業務である、ガス・水道メーターの検針業務を中心とするものだけであったが、現在はこのような検針業務及び水道メーター取替業務のほかにも、15の業務がなし崩し的に、当財団へ移管されている状況にある。

市企業局人件費のコストダウンを図る目的で、従来、市企業局が直接行っていた業務を当財団へ業務委託していることによるものであるが、当財団への業務委託はすべて1社随意契約に基づいて行われている。

(2) 事業内容

水道サービス公社が平成18年度に行った、自主事業と受託事業別の主な事業内容とその収入内訳は下記のとおりである。

表1 (単位：千円)

		詳細業務内容	収益
自主事業	1	水道施設修繕事業 宅地内漏水修繕等	6,114
	2	水道施設維持管理事業 10立方メートル以下の小規模受水槽等の清掃業務	1,218
	3	その他 公営住宅等の検定期間満了間近の私設水道メーター取替業務等	10,244
自主事業収入計			17,576

7. (財)金沢市水道サービス公社

団体名	財団法人 金沢市水道サービス公社			平成19年4月1日 現在				
設立年月日	平成4年3月5日	基本財産	10,000 千円	本日出資額(%)	10,000 千円 100(%)			
設立目的	水道事業者と密接に相互協力を保ちながら、独自の事業活動を通して市民と水道事業者のパイプ役を果たし、住民との接点となる分野を中心に水道行政を支援補完することにより、水道事業の健全な経営と公共の福祉の増進に寄与する。							
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 水道に関する調査・研究及び水道事業に係る啓発活動 受水槽以下の給水設備の管理の適正化に関する事業 給水装置及び給水設備の維持管理の充実に関する事業 金沢市企業局から委託を受けて行う水道に関する事業及びこれに関連して行う事業 							
所在地	金沢市広岡3-3-30		所管課		企業局企業総務課			
代表者職氏名	理事長 中尾 武也		ホームページアドレス		http://www.kanazawa-city-ssk.or.jp			
設立主体	設立根拠 民法第34条に基づく財団法人							
組織の状況	役員数	内訳		内訳		合計		
		常勤	非常勤/嘱託・臨時	市職員	市OB		市職員	市OB
	1人		7人	1人	6人	8人		
	23人	6人	6人	1人	5人	29人		
財務の状況	平成16年度決算		平成17年度決算		平成18年度決算		平成19年度予算	
	総収入額	339,639 千円	355,072 千円	289,941 千円	297,523 千円			
	総支出額	324,763 千円	345,581 千円	300,057 千円	311,619 千円			
	差引収支額	14,886 千円	9,491 千円	△10,116 千円	△14,086 千円			
	総資産額	51,154 千円	63,632 千円	62,148 千円				
市からの財政支出	総負債額	23,665 千円	25,889 千円	23,086 千円				
	正味財産額	27,489 千円	37,743 千円	39,062 千円				
	委託料	307,826 千円	320,016 千円	271,802 千円	279,304 千円			
	補助金	千円	千円	千円	千円			
その他	千円	千円	千円	千円				
平成19年度主な事業	事業名		事業内容		予算額			
	メーター検針事業	水道・ガスメーターの検針業務			127,864 千円			
	水道メーター取替事業	検定期間満了の水道メーター取替業務			48,364 千円			
						千円		

受託事業 NO5 以下の事業名が業務と表現されており、当財団の設立当初のメーター検針事業及び水道メーター取替え事業以降、受託業務は、企業局の下請業務が増えていることが上表からも読み取れる。

委託に関して委託者(金沢市公営企業管理者)と受託者(財)金沢市水道サービス公社とは金沢市水道サービス事業の管理運営の委託について平成4年4月に基本契約を締結している。以降この基本契約によって企業局からの当財団への業務委託はすべて1社随意契約に基づいて行われている。

上記基本契約においては、委託料は別途契約による旨を定める(第3条)。再委託については、原則禁止としているが、委託者の承認を得た場合は、可能とする(第7条)。

受託事業のうち再委託(内投げではないもの)されているものは、表1より、
 No1 メーター検針事業(個人(43~45人)との1件あたりの単価契約に基づく再委託)
 No2 水道メーター取替事業(大口径(25mm以上)のものについては業者への再委託)
 No3 不着郵便物現地調査事業(個人(1人)との1件当り単価契約に基づく再委託)
 No9 井水検針業務(全てを(株)環境サービス公社へ再委託)
 No10 周知チラシ配布業務(個人(43~45人)との1件あたりの単価契約に基づく再委託)

上記の再委託しているものについてはすべて、企業局による直接発注は可能である。

(公益性)

自主事業は、民間事業者(企業局認定給水装置工事業者等)にもできる仕事であり公益性は乏しい。受託事業については全て企業局の本業業務である。

金沢市企業局は、市民に対する安全でおいしい水の安定供給という公共的使命を有し、広く住民の福祉の向上を目的とする公営企業である。

従って、そのような団体の本来業務を請負う受託事業については、広い意味での公益性は認められる。

しかしながら、その内訳業務を詳細に検討すると単純作業的なものが多く、市民の安全性に資するための高度な専門性を要する業務を除き、特に公益性の観点から当財団への委託業務としなければならぬ理由は少ない。当財団への委託は主に業務の効率性の観点から行われている。

	詳細業務内容	収益
受託事業	メーター検針事業	127,919
	水道メーター取替事業	38,733
	不着郵便物現地調査事業	1,704
	メーター管理事業	5,540
	給水装置検査業務	7,620
	下水道排水設備検査業務	7,674
	開閉栓等受付業務	2,420
	水道単独開閉栓業務	24,070
	井水検針業務	6,898
	周知チラシ配布業務	2,608
	小規模受水槽(10立方メートル以下の)の衛生管理指導と啓発活動	10,456
	水取業務	3,277
	放水業務	3,980
	ガス本支管等漏えい検査業務	5,756
	簡易ガス発生室の容器等取替時の保安点検・残量確認等	1,909
	浄水汚泥処理設備運転業務	12,254
	調整部品受入検査格納業務	8,984
受託事業収入計		271,802
事業収入合計		289,378

(採算性)

平成18年度の各事業別の収支内訳は下記のとおりとなった。

		(単位:千円)									
		収益	再委託料	人件費	その他 事業費	事業費計	事業活動 別収支	管理費	差引		
自主事業	1 水道施設修繕事業	6,114	0	3,870	3,567	7,437	△ 1,323	789	△ 2,112		
	2 水道施設維持管理事業	1,218	1,050		711	1,761	△ 543	157	△ 700		
	3 その他	10,244	0	968	5,977	6,945	3,289	1,321	1,978		
自主事業収入計		17,576	1,050	4,838	10,255	16,143	1,433	2,267	△ 834		
1 メーター検針事業		127,919	115,127		6,569	121,696	6,223	16,498	△ 10,275		
2 水道メーター取替事業		38,733	7,166	15,342	1,989	24,497	14,236	4,995	9,241		
3 不審郵便物現地調査事業		1,704	1,530		88	1,618	86	220	△ 134		
4 メーター管理業務		5,540		4,602	284	4,886	654	714	△ 60		
5 給水装置検査業務		7,620		6,137	391	6,528	1,092	983	109		
6 下水道排水設備検査業務		7,674		6,137	394	6,531	1,143	990	153		
7 開閉栓等受付業務		2,420		3,068	124	3,192	△ 772	312	△ 1,084		
8 水道単独開閉栓業務		24,070	4,369	12,273	1,236	17,878	6,192	3,104	3,088		
9 井水検針業務		6,898	6,293		354	6,647	251	890	△ 639		
10 周知チラシ配布業務		2,608	1,825		134	1,959	649	336	313		
11 小規模受水槽調査指導業務		10,456	2,185	3,068	537	5,790	4,666	1,349	3,317		
12 水取業務		3,277		4,602	168	4,770	△ 1,493	423	△ 1,916		
13 放水業務		3,980	2,185	3,068	204	5,457	△ 1,477	513	△ 1,990		
14 ガス本支管等漏えい検査業務		5,756		4,602	296	4,898	858	742	116		
15 簡易ガス発生室巡回・点検・検査業務		1,909		3,068	98	3,166	△ 1,257	246	△ 1,503		
16 浄水汚泥処理設備運転業務		12,254	2,185	6,137	629	8,951	3,303	1,580	1,723		
17 調整部品受入検査粉砕業務		8,984	6,554		461	7,015	1,969	1,159	810		
受託事業収入計		271,802	149,419	72,104	13,956	235,479	36,323	35,054	1,269		
事業合計		289,378	150,469	76,942	24,211	251,622	37,756	37,321	435		

※この表の管理費は収入比率で抜分している

①管理費配賦後の自主事業からは利益が出していない。

自主事業で利益が出ているのは、公営住宅等の私設水道メーター取替え業務(自主事業のその他に含まれる)だけである。

この点については、水道施設修繕は民間事業者より安い単価設定をしているとか、小規模受水槽等の清掃は採算が合わず、民間業者の参入が無い等の説明があった。しかしながら、自主事業であることから、安いサービスを提供する必要は無く、民間でも採算の合う価格設定で事業を行うことのほうが、当財団に對する事業委託料を下げることにもつながり、最終的にその分の水道料金等の引下げを通じて市民へ還元されるべきであると思われる。

②管理費配賦後のメーター検針事業が1,000万円を超える赤字となっている。

メーター検針事業は、企業局の積算資料に基づく公社への委託単価が一件当たり68円に對して、公社が検針員に對して発注する単価は61円80銭である。

したがって公社はこの事業では1件当たり6円20銭の口銭を稼ぐことになるが、管理費配賦後のメーター検針事業は1,000万円を超える赤字である。

企業局が61円80銭で個人へ直接発注するよりも、公社を通じた検針業務の包括委託によって全体のコストがどれだけ安くなっているのか効率性の観点からの検証が必要と思われる。

(3) 問題点・将来展望等

公社の自立化を目指し、自主事業の拡充を重点目標に掲げるのであれば、民間事業者との競合分野である以上、真に民間事業者との競争に耐えうる価格設定等の抜本的見直しが必要である。

(意見)

民間事業者との競合分野においては、民間事業者との競争に耐えうる価格設定等の見直しが必要である。

8. (財)金沢芸術創造財団

団体名	財団法人金沢芸術創造財団				平成19年4月1日 現在			
設立年月日	平成5年11月8日	基本財産	40,000 千円	本日出資額(%)	40,000 千円	100 (%)		
設立目的	金沢市における芸術文化の創造に関する事業を積極的に企画実施し、市民の生涯にわたる芸術・文化の土壌を醸成することにより、金沢市の振興に寄与することを目的とする。							
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化の創造に関する事業の企画実施に関すること。 ・市民が行う芸術文化活動に対する助言、指導に関すること。 ・芸術文化関係施設の管理運営に関すること。 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業 							
所在地	金沢市柿木島1-1		所管課		国際文化課			
代表者職氏名	理事長	近藤 義昭	ホームページアドレス	http://www.kenzawa-arts.or.jp/index.htm				
設立主体	金沢市		設立根拠		民法第34条の規定に基づく財団法人			
組織の状況	役員数	常勤		非常勤／嘱託・臨時		内訳		合計
		人	人	人	人	市職員	市OB	
財務の状況	職員数	58 人	43 人	15 人	48 人	3 人	109 人	
	平成16年度決算	平成17年度決算		平成18年度決算		平成19年度予算		
	総収入額	1,835,938 千円	1,903,960 千円	1,642,175 千円	1,652,829 千円			
	総支出額	1,835,938 千円	1,903,960 千円	1,636,574 千円	1,652,829 千円			
	差引収支額	0 千円	0 千円	5,601 千円	0 千円			
市からの財政支出	総資産額	303,836 千円	263,829 千円	314,161 千円				
	総負債額	263,836 千円	220,257 千円	242,098 千円				
	正味財産額	40,000 千円	43,569 千円	72,063 千円				
	委託料	1,322,619 千円	1,513,216 千円	1,428,633 千円	1,471,877 千円			
	補助金	413,422 千円	261,844 千円	114,864 千円	106,251 千円			
その他	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円				
平成19年度 主な事業	事業名		事業内容				予算額	
	21世紀美術館施設管理代行事業	21世紀美術館の事業費・管理運営費				738,180 千円		
	ホール施設管理代行事業	歌劇座・文化ホールの管理運営費				258,061 千円		
	芸術文化施設管理代行事業	市民芸術村、卯辰山工芸工房、湯涌創作の森等の事業費・管理運営費				383,821 千円		
	能楽美術館管理代行事業	能楽美術館の事業費・管理運営費				47,516 千円		
	文化創造委託事業	史跡コンサート・市民芸術村7クワンラン事業				37,600 千円		
	歌劇座館名改称記念事業	オペラ振興事業・ジャズフェスティバル				44,000 千円		
財団自主公済事業	ホール公演鑑賞型事業・育成型事業				37,500 千円			

(1) 当財団の変遷

当財団は、金沢市が設置する公共ホールの効率的な運営と利用者に対するサービス向上を図るとともに、芸術・文化に関する事業を積極的に企画実施し、市民の生涯にわたる芸術・文化の土壌を醸成することにより、金沢市の芸術・文化に寄与することを目的に、金沢市からの基本財産の出捐を受け、平成5年11月8日に「(財)金沢市公共ホール運営財団」として創立された。

芸術・文化のさらなる発展のため、平成8年には金沢市民芸術村の管理運営に携わるとともに、平成12年には(財)金沢卯辰山工芸工房と統合した。平成15年4月に、金沢の新しい芸術文化の創造を担うため、「(財)金沢芸術創造財団」と改称され、現在に至っている。

(2) 事業の内容

以下の施設について、金沢市からの指定管理者としての指定を受け、施設管理事業を行っている。また、当該施設における企画・運営についても当財団で行っている。

- ①金沢21世紀美術館
- ②金沢市民芸術村
- ③金沢卯辰山工芸工房
- ④金沢市牧山ガラス工房
- ⑤金沢市おしがはら工房
- ⑥金沢湯涌創作の森
- ⑦金沢歌劇座(旧金沢市観光会館)
- ⑧金沢市文化ホール
- ⑨金沢能楽美術館

なお、指定管理者制度導入前までは上記施設のほか、金沢市アートホールについても当財団が施設管理を行っていたが、現在は民間事業者が指定管理者となり、当該施設の施設管理を行っている。

(3) 問題点・将来展望等

当財団法人に関する、公益性、採算性、問題点等は、財団法人金沢文化振興財団におけるものと同様の記載となるため、金沢市文化振興財団の項にて記載した。

9. (社)金沢ボランティア大卒校

団体名	金沢ボランティア大卒校			平成19年4月1日 現在	
設立年月日	平成6年7月8日	基本財産	10,000 千円	本市出資額(%)	10,000 千円 100 (%)
設立目的	多様なボランティア活動に対応できる人材を養成し、ボランティア活動を通じて豊かで文化的な市民生活を築くとともに、活力ある地域社会づくりに寄与し、ボランティア活動を生涯学習の一環として自己の向上を図る人々を支援することを目的とする。				
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 各種ボランティアを養成するための講座の開設 ボランティアに関する情報の収集、活動紹介及び相談業務 ボランティアに関する調査研究 				
所在地	金沢市彦三町1-15-5		所管課 市民参画課		
代表者職氏名	理事長 久住 治男	ホームページアドレス	http://www2.spacefan.ne.jp/~kivs		
設立主体	金沢市 設立根拠 民法第34条に基づく社団法人				
組織の状況	常勤		内訳		内訳
	役員数	1 人	市OB	市職員	市OB
財務の状況	総収入額	32,427 千円	平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度予算
	総支出額	32,427 千円	26,824 千円	29,086 千円	28,767 千円
	差引収支額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	総資産額	20,316 千円	19,382 千円	19,308 千円	
	総負債額	2,683 千円	1,749 千円	1,675 千円	
市からの財政支出	正味財産額	17,633 千円	17,633 千円	17,633 千円	
	委託料	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	補助金	31,420 千円	25,770 千円	27,893 千円	26,180 千円
平成19年度主な事業	寄付	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	事業名	事業内容			
	講座開設事業	ボランティアを養成するための各種講座を開設			
	ボランティア教養講座	一般市民を対象にボランティア思想の普及と知識の向上を図るための講座を年3回開催			
ボランティア活動支援事業	ボランティア情報の収集、発信、相談業務				
				予算額	3,662 千円
					260 千円
					387 千円

(1) 当団体の変遷

平成6年7月に、多様なボランティア活動に対応できる人材を養成し、ボランティア活動を通じて豊かで文化的な市民生活を築くとともに、活力ある地域社会づくりに寄与し、ボランティア活動を生涯学習の一環として自己の向上を図る人々を支援することを目的に設立された。
当初の基本財産1千万円は全額金沢市の出資である。

(2) 事業内容

- ①ボランティア養成講座の開設
当団体の基幹事業であり、当初福祉・国際・地域活動・生涯学習の4コースでスタートした。その後の社会情勢・受講者からの意見等によりコースの見直しを適宜行っており、平成19年度は国際・福祉・文化・緑花・環境・コミュニティ・観光・福祉実技・国際交流の9コースを開講している。
各コースの定員は35名、朝の講座、昼の講座、夜の講座があり、6月に開講し3月まで25回受講することになっている。
- ②ボランティアに関する情報収集活動紹介及び相談業務

(公益性)

ボランティアの語源はラテン語の「自由意志」「自らすすんで」であり、その意味においてはその養成に市がかかわる必要性があるのかという疑問もある。
しかし、ボランティアをしてみたい、何か社会に役立ちたいが、きっかけがつかぬという市民に機会を提供することに意義があると思われ、市民協働の理念にかなう活動といえる。当団体はボランティアを募るのではなくボランティア活動に対応できる人材を養成するところであり、そこに存在意義がある。
従って、公益性はある。

(採算性)

当団体の19年3月期の収入は29,086千円であり、このうち補助金収入27,893千円、会費収入・雑収入(受講者負担金)等1,193千円である。
他方支出は事業費13,584千円、管理費15,502千円である。
受講は無料であり、採算性の考えははじめからない。

(3) 問題点・将来展望等

- ①民間への事業移行の可能性
ボランティア大卒校の事業は、社会貢献をしたいと考えている人々の意欲に応えるとともに、金沢市が進める市民と行政の協働のまちづくりにおいて、地域活動、

後くらいに修了者にアンケートを出し、関係団体連絡協議会を作り情報交換している等をおこなっているが、事業目的の遂行までは至っていない。

例えば、アンケートは、講座修了者だけでなく修了しなかった人（過去13期の修了者は入学者の81%）が19%、530人いるので、その未修了者にも行うべきであり、未修了となった原因分析が必要である。

二、財政的自立のために

大学の総収入29,086千円のうち、会費収入・雑収入(受講者負担金)1,193千円であり、ほぼ市からの補助金のみで運営しているといえる。これは社会貢献をするためのボランティア養成講座で、活力ある地域社会づくりのため、相当経費は市が負担すべきとの考えで資料代等の実費しか徴収していないからである。

しかし、受講者にはいくらかのコスト負担をしてもらうべきと考える。無料だから集まるという考え方もあるが、「いいものならば適切な対価は負担する」、「お金を払ったから最後まで続ける」という考え方もあり、自己啓発、自己実現のためなら少々の負担は当然と考える人も多いと思われる。

無料でない受講できない人には減免の措置を考えてもいいと思われる。大学に会費を払っている会員(金沢ボランティアア大学校を支える会員)は7団体で、総額21万円である。会員及び賛助会員の拡大、会費の増加に努めるべきと考える。

(意見)

受講者の応益負担や、民間の経済的支援などによって財源の確保を図り、市の補助金を軽減するよう検討することが求められる。

市民活動を担う人材を養成することに意義がある。そうすると、このボランティア大学校の運営は市又は市の外郭団体以外が行うことは考えられない。

ボランティアの人材養成という目的から、民間事業者が事業として行えるものではない。また市が直接行うとなると、福祉関係、観光関係等の縦割り組織になりやすく、現状のような横断的組織の中での活動ができるか疑問である。

従って、現状の市の外郭団体が行うという形以外は難しいと思われる。

②将来の事業展望等について

今後、いわゆる団塊の世代が大量退職しボランティア活動に入ってきてくれると期待され、その受け皿としてボランティア大学校は大きな役割を持つものと思われる。

そこで、ボランティア大学校を発展的に存続していくためには下記の方策が必要と思われる。

イ、長期計画の必要性について

大学校は最近受講者が減少傾向であったが、カリキュラムの見直し等により近年漸増傾向にあり、これ自体は望ましいことである。

しかし、ボランティア活動の状況、世間の状況等を分析し数年先まで考えたカリキュラムの方向性を検討すべきと思われる。

現在、大学校には3ヶ年計画・5ヶ年計画などの長期計画は作られていない。

ロ、事業目的の遂行について

大学校の定款によれば事業目的は次の4点である。

- ・各種ボランティアを養成するための講座の開設
- ・ボランティアに関する情報の収集、活動紹介及び相談業務
- ・ボランティアに関する調査研究
- ・その他、前条の目的を達成するために必要な事業

現状の活動は講座開設を主としているが、講座の充実のためには、更なる情報収集と調査研究は重要と思われる。

大学校の受講者を増やすためには、修了後の活動の場が必要である。そのためには、現状分析・将来予測も必要である。

現在及び将来、ボランティアが必要なのはどんな分野かを見極めないと、いくら優秀なボランティアを養成しても意味をなさない。そこで、行政、企業、医療機関等にネットワークを築き、広範囲の情報収集が不可欠であろう。また、大学の修了者のネットワークを創り情報収集することも効果があるだろう。

現在、講座修了者が相談員となって講座内で活動紹介をする、講座修了6ヵ月

10. (社) 金沢職人大学校

団体名	金沢職人大学校			平成19年4月1日 現在		
設立年月日	平成8年8月19日	基本財産	10,000 千円	本市出資額(%)	10,000 千円 100 (%)	
設立目的	金沢に残る伝統的で高度な職人の技の伝承及び保存並びに人材の育成を行うとともに、資料の収集、調査及び公開を図ることにより、歴史的建造物及び文化財建造物の修復等を通じ、匠の技への高い社会的評価と職人の地位向上、さらには伝統文化に対する一般の理解と関心を深めることを目的とする。					
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的で高度な職人の技の伝承及び保存のための講座を開催すること ・伝統的で高度な職人の技に関する資料の収集、調査、研究及び展示公開すること ・広域的で高度な職人の技を結集し、歴史的建造物及び文化財建造物等の修復に参与すること ・伝統的で高度な職人の技に関する市民講座の開催等市民の伝統的な職人文化への理解と関心を深めること ・金沢職人大学校の施設の管理に關すること。 					
所在地	金沢市大和町1-1		所管課	歴史建造物整備課		
代表者職氏名	理事長 小堀為雄	ホームページアドレス	www.k-syokudai.or.jp/			
設立主体	金沢市 設立根拠 民法第34条に基づく社団法人					
組織の状況	常勤	内訳		非常勤／嘱託・臨時		合計
		団体専任	市OB	市職員	市OB	
役員数	人			11 人	10 人	11 人
職員数	2 人	2		2 人		4 人
		平成16年度決算	平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度予算	
総収入額	60,748 千円	59,430 千円	58,095 千円	54,238 千円		
総支出額	60,748 千円	59,430 千円	58,095 千円	54,238 千円		
差引収支額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	
総資産額	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円		
総負債額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円		
正味財産額	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円		
委託料	7,303 千円	58,937 千円	57,556 千円	53,615 千円		
補助金	52,915 千円	0 千円	0 千円	0 千円		
その他	530 千円	30 千円	30 千円	30 千円	30 千円	
市からの財政支出	事業名					予算額
平成19年度 主な事業	講座開設	本科(9コース)、修復専攻科			18,507 千円	
	子どもマイスタースクール開設事業	小中学生がものづくりを通して職人の技や心算を体験			1,182 千円	
	公開講座開設	市民公開講座開設			1,131 千円	

ホ. 学んだ成果を活かすために

観光コースの修了生は「まいどさん」として学んだ成果を活かす場がすでに用意されているが、他のコースについてはそうでもない。

ボランティアは自らが進んで活動の場を見出すことが基本であるが、こうした、ボランティア活動が市民の間に習慣として定着するまでの間、外郭団体を含む行政が積極的に支援を行うことは有意義である。

そのためには、ボランティア大学校と関係機関がより密接に協力し、積極的にボランティア実践例など活動に関する情報を提供する等、活動の場の拡大に努める必要がある。

(意見)
修了生の成果を活かす場やカリキュラムの編成など、ボランティア大学校のあり方についての長期的視野に立った計画づくりが必要と思われる。

(4) その他

石川県には財団法人石川県民ボランティアセンターがあり、「県民が取り組んでいる様々な分野のボランティア活動を、相談・財政的支援・情報収集・提供、普及・啓発などの事業を通じて側面的に支援することにより、県民の自主的なボランティア活動への参加を促進し、よりボランティア活動に参加しやすい環境づくりを指して設立された」ものである。

上記の通り石川県のボランティアセンターとボランティア大学校は若干異なるものであるが、活動の協力・連携は可能ではないかと思われる。

(1) 当社団の変遷

当社団は、中堅職人を対象に高度な匠の技と職人としての生き方を学ぶ学校として平成8年に設立された。当初は本科9業種でスタートしたが、平成11年には本科修了生を対象に歴史的建造物の修理技術について学ぶ修復専攻科が創設された。

(2) 事業内容

事業としては1つだが、その細目として以下の活動を行なっている。

①講座開設

本科(9コース)：大工(10名)、石工(5名)、左官(5名)、造園(5名)、瓦(5名)、畳(5名)、建具(5名)、板金(5名)、表具(5名) 計50名

各組合から推薦を受けた職人を対象に月4回、3年間実習。

修復専攻科：本科修了生、設計士及び市技術職員等を対象に週1回、3年間実習

現在3期生42名(H17.10月入学)で旧江戸村の金沢市指定文化財平尾家住宅を調査中。

②市民公開講座

年1回、本科各課(9コース)で職人の技の公開教室を開催。

H18年度は110名の市民が参加

③子供マイスタースクール開設

小中学生を対象にものづくりの体験を通して職人の技術を学ぶ塾を開催(2年コース)

④職人さんの加賀宝生普及事業

受講生の職人さんに加賀宝生の歴史、語、能楽の作法を学んでもらい、加賀宝生能楽の振興に資する。

⑤研究会助成事業

修復専攻科修了生の自主研修グループ活動に対して経費の一部を助成

自主グループ9団体

⑥職人のお茶教室

本校受講生を対象に、茶室「匠心庵」等にて茶道教室を開催

(公益性)

金沢に残る伝統的で高度な職人の技の伝承及び保存並びに人材の育成という目的は、公益性という観点からは、ストレートに結びつくものではないため、見解が分かれるところであるが、金沢市が持つ特徴を考えると、その公益性は理解できる。

(採算性)

受講生から料金は徴収しておらず、現在のところ収入はない。

(3) 問題点・将来展望等

①本来の講座以外の事業

前述したように、職人大学では本来の講座以外に、市民公開講座、子供マイスタースクール、職人さんの加賀宝生普及事業、研究会助成事業、職人のお茶教室を実施している。

伝統文化に対する理解と関心を深めるといふ副次的目的から理解できる内容ではあるが、職人のお茶教室など、すべてが市の財政負担のもとに行なわれていることを考えると、その内容は厳選するべきである。

(意見)

職人のお茶教室など、本来の講座以外の事業においては、受講者の費用負担のあり方を含め、内容を厳選すべきである。

②民間の自立的活動の促進

職人の技というものはかつては職人の世界の中でその伝承が行なわれてきたものであり、職人を取り巻く環境が変わったとはいえ、民間が自力で行なえる可能性がまったく否定されるものでもない。

職人の技の伝承の方策として、金沢市がこの職人大学を創った意義は理解できるが、市がきっかけを作り、ある程度順調に動き出せば、今後はそれぞれの職人組合の自立的活動を促す方向に進むべきであると考えられる。

(1) 当財団の変遷

中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者の福祉の向上を図ることにより、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的に、平成10年10月1日に「金沢勤労者福祉サービスセンター」が設立され、翌年10月1日に金沢市から基本財産として3千万円の出捐を受け、「(財)金沢勤労者福祉サービスセンター」として公益法人化された。

(2) 事業の内容

当財団では、中小企業と大企業間の労働福祉の格差を縮小し、中小企業勤労者が生涯にわたり健康で充実した生活を送ることができるよう、中小企業が単独では実施しづらい従業員の福利厚生事業について、共同することにより大企業並みの総合的福祉事業を実現している。

具体的な事業内容は、結婚祝金・弔慰金・見舞金等の共済給付事業、定期健康診断助成等の健康維持増進事業、カルチャースクール受講料助成・新入社員研修等の自己啓発援助事業、映画利用助成・宿泊助成等の余暇活動援助事業などである。

事業報告書等を閲覧する限りは、映画鑑賞、宿泊、グルメ等の利用は会員増加と共に利用件数も順調に増加しており、中小企業に勤務する者にとっては、身近な福利厚生事業となっている。

一方で、助成事業ではない、主催事業の中には、参加者人数から判断する限り、余り人気がない、各種セミナーや研修等も存在している。

(公益性)

中小企業が単独で、現在(財)金沢勤労者福祉サービスセンターの実施しているような各種福利厚生サービスを、従業員に対して提供することは財政的に困難である。

当財団への会費は現在月額1千円で、制度の趣旨から、事業主が半額以上を負担することになっている。

福利厚生制度の内容に関しては、慶弔見舞金、定期健診、人間ドックへの補助から映画鑑賞、各種レジャー施設、カルチャースクールへの補助等多岐にわたっており、会員は、これらのサービスをフルに活用すれば、十分に会費を回収できるような助成内容ともなっており、中小企業の経営者及びその従業員にとっては、大変ありがたい制度となっている。

金沢市における企業従業員数26万7,985人中24万2,391人が中小企業従業員である。(平成15年4月現在データ)

大企業と中小企業の従業員の生活格差が顕然と存在し、それがそのまま大都市と地方都市との格差ともなっている現状と、このような福祉サービスの担い手となり

11. (財)金沢勤労者福祉サービスセンター

団体名	財団法人 金沢勤労者福祉サービスセンター		平成19年4月1日 現在					
設立年月日	平成11年10月1日	基本財産	30,000 千円	本市出資額(%)	30,000 千円 (100%)			
設立目的	中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者の福祉の向上を図ることにより、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与する。							
業務内容	金沢市及びその近郊の中小企業勤労者のための生活安定、健康の維持増進、自己啓発・余暇活動、老後生活・財産形成等の福利厚生事業							
所在地	金沢市北安江3-2-20		所管課	労働政策課				
代表者職氏名	理事長 山出 保	ホームページアドレス	http://www.k-ksc.jp/					
設立主体	金沢市 設立根拠 民法第34条に基づく財団法人							
組織の状況	組織の状況	常勤	内訳		内訳	合計		
			団体採用	市OB			団体採用	市OB
			1 人	1 人			14 人	13 人
職員数	3 人	3 人	3 人	2 人	1 人	6 人		
財務の状況	平成16年度決算		平成17年度決算		平成18年度決算		平成19年度予算	
	総収入額	218,809 千円	234,879 千円	214,780 千円	250,088 千円			
	総支出額	228,103 千円	225,428 千円	207,687 千円	250,088 千円			
	差引収支額	△ 9,294 千円	9,451 千円	7,093 千円	0 千円			
	総資産額	1,111,653 千円	1,222,055 千円	1,289,974 千円	/			
	総負債額	9,577 千円	11,843 千円	10,654 千円	/			
	正味財産額	1,022,076 千円	1,110,212 千円	1,183,320 千円	/			
市からの財政支出	委託料	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円			
	補助金	37,139 千円	40,636 千円	37,646 千円	44,294 千円			
	その他	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円			
	事業名	事業内容		事業内容		予算額		
共済給付事業	祝金、弔慰金、見舞金等の給付		祝金、弔慰金、見舞金等の給付		75,338 千円			
健康維持増進事業	各種スポーツ利用助成及び大会、健康教室、健康診断助成等		各種スポーツ利用助成及び大会、健康教室、健康診断助成等		28,356 千円			
自己啓発援助事業	社員研修、パソコン教室等		社員研修、パソコン教室等		1,293 千円			
余暇活動援助事業	映画鑑賞・コンサートチケット販売等、宿泊・グルメ助成、高速道路ETC取付助成・北越7/4助成等		映画鑑賞・コンサートチケット販売等、宿泊・グルメ助成、高速道路ETC取付助成・北越7/4助成等		88,914 千円			
加入促進事業	報酬、勤務用ガイドブック加入案内パンフレット印刷、加入推進員委託料		報酬、勤務用ガイドブック加入案内パンフレット印刷、加入推進員委託料		8,914 千円			
情報提供事業	ガイドブック・会報誌発行等		ガイドブック・会報誌発行等		6,875 千円			

うるものが、当財団以外には金沢市内に存在しないことを鑑みれば公益性は存在すると思われる。

(採算性)

①国庫補助金と金沢市の単独補助金

財政面では、平成14年度の外郭団体に対する金沢市監査委員の指摘事項「次期繰越差額については、(財)金沢勤労者福祉サービスセンターの設立趣旨に沿い、事業の積立金など積極的に事業の拡充のために活用されたい」とあるように、繰越差額等剰余金の潤沢な団体であった。

これは、中小企業福祉事業費補助交付要綱に基づく国庫補助金のほか、人件費の一部及び管理費の一部についても、金沢市の単独補助が行われてきたことによる。参考までに下記に最近3カ年における、国庫補助と金沢市による単独補助金の推移表を掲げる。

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国庫補助金	13,252	13,603	14,401
金沢市補助金	23,887	27,033	23,245
合計	37,139	40,636	37,646

しかし、平成18年9月厚生労働省の事務連絡により、中小企業福祉事業費補助金の見直しが決定した。

当財団は、平成18年度に内灘町と広域の調印を交わし広域設立の認可取得によって国庫補助金の約50%加算を実現したばかりであり、国庫補助金の見直し決定により、市区町村に対するサービスセンターへの補助金は原則廃止されることになり、平成18年度までに補助を開始した市区町村に対する補助についても、最長22年度までとなった。

このため、真の自立化計画の作成が急務であるが、現時点で、補助金廃止後の自立化に関して、具体化された計画はない。

②収支状態の点検と採算性の有無の検討

当財団の最近3年間の収支は下記のとおりである。

最近3カ年収支計算書

(単位円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
基本財産運用収入	13,521	9,500	11,030
会費等収入	98,152,000	112,158,000	124,651,000
事業収入	82,668,415	81,697,417	52,033,518
補助金収入	37,704,000	40,636,000	37,646,000
雑収入	270,924	378,373	438,862
収入合計	218,808,860	234,879,290	214,780,410
事業費	174,296,945	187,347,885	170,120,680
人件費	23,972,895	27,964,402	25,208,672
一般管理費	9,306,883	10,115,846	12,357,698
投資有価証券取得ほか	20,525,972		
支出合計	228,102,695	225,428,133	207,687,050
収支差額	△9,293,835	9,451,157	7,093,360

投資有価証券の取得支出のあった平成16年度を除き各年度の収支は収入超過となっており、収支状況は良好である。

収入の殆どは、会費収入・事業収入・補助金収入であり、会費収入と事業収入の合計が事業費をわずかに上回っている状況にあるものの、人件費及び一般管理費に相当する金額が補助金として交付されていることが上記収支計算書から読み取ることができる。

従って、当財団は国庫補助金及び金沢市による単独補助金の両方がなければ運営していくことのできない団体でもある。

③県・国との関係

国との関係では中小企業福祉事業費補助交付要綱に基づく国庫補助金が金沢市から間接補助として交付されている。

参加会員事業所は、金沢市内だけではなく県内各市町にまたがるが、石川県からの支援は無い。